

専任指導技術者制度に関する、よくある質問（FAQ）

Q 1 専任指導技術者制度の対象となる工事は何か。

A 1 簡易型、特別簡易型及び特別簡易拡大型の総合評価落札方式が対象です。

Q 2 専任指導技術者の配置とは、どのような方式か。

A 2 現場経験が少ない若手技術者の育成やさらなる競争性の確保の観点から、申請者の選択により監理技術者等^{*}の配置に加えて別に経験豊富な専任指導技術者を配置する場合に、当該監理技術者等に代えて専任指導技術者の工事経験等を評価する方式です。

専任指導技術者は、監理技術者等の配置が必要とされる全期間に渡り監理技術者等を指導補助することとします。また、専任指導技術者を配置する場合、総合評価における配置予定技術者の評価項目のうち「保有する資格」、「同種工事の施工実績の有無」及び「工事成績の平均点」は専任指導技術者で評価を行います。

※ 監理技術者等：監理技術者又は主任技術者（以下同じ。監理技術者補佐は含みません。）

Q 3 J V工事に専任指導技術者を配置する場合、専任指導技術者を配置できるのは、構成員の代表者だけなのか。

A 3 J V工事では、J Vの構成員のうち代表者に限り監理技術者を指導補助する専任指導技術者を配置することができます。

Q 3-2 特例監理技術者として、監理技術者が工事を2件兼務する場合にも、専任指導技術者を配置することができるのか。

A 3-2 特例監理技術者についても、これを指導補助する専任指導技術者を配置することができますが、当該工事の監理技術者補佐と専任指導技術者を兼務することはできません。

Q 4 専任指導技術者を配置する場合、専任指導技術者はその工事に専任となるのか。

A 4 専任指導技術者は、監理技術者等の配置が必要とされる全期間に渡り監理技術者等を指導補助する必要があるため、専任指導技術者は専任で配置することとします。ただし、監理技術者等の専任が必要とされない期間は、専任指導技術者についても専任である必要はありません。

また、監理技術者等の配置が必要とされない期間（検査・引渡し完了後、監理技術者等の配置が不要であることを発注者が承諾した場合においては、発注者が承諾した日の翌日から工期の終期までの期間）においては、専任指導技術者についても配置は不要です。

Q 5 専任指導技術者は、当該工事の現場代理人を兼務できるのか。

A 5 専任指導技術者は、当該工事の現場代理人を兼務できますが、この場合、当該工事現場への常駐が必要となります。

Q 6 専任指導技術者を配置した場合、工事完了後の監理技術者等としての工事の実績や工事成績は、監理技術者等に付くのか。それとも専任指導技術者に付くのか。

A 6 工事完了後の監理技術者等としての施工実績及び工事成績は、監理技術者等となった技術者にのみ付与します。

なお、専任指導技術者をコリンズの担当技術者として登録した場合、専任指導技術者に担当技術者としての施工実績を認めます。また、専任指導技術者が現場代理人を兼務した場合、専任指導技術者に現場代理人としての施工実績を認めます。

Q 7 申請した専任指導技術者を専任で配置できなくなった場合はどうなるか。

A 7 病休、死亡、退職等特別な理由がある場合以外は、「(別記様式 2-2) 配置予定技術者調書」に記載した専任指導技術者を配置する必要があります。上記特別な理由以外により配置できない場合（専任で配置すべきところを専任で配置できない場合を含む）は、不誠実な行為として工事成績評定を 3 点減ずるとともに、指名停止等の措置を行う場合があります。（契約締結前にあつては契約を締結しないとともに、不誠実な行為として指名停止等の措置を行う場合があります。）

この様な事態が生じない様、十分注意してください。

また、上記特別な理由がある場合により交代した場合は、交代後の専任指導技術者について改めて評価を行うこととし、当該評価による得点の小計が交代前の専任指導技術者の得点の小計未満となったときは、工事成績評定を 2 点減ずることとします。（上記の特別な理由以外での専任指導技術者の交代は認めません。）

Q 8 入札において専任指導技術者に必要な資格、要件はどういったものか。

A 8 専任指導技術者は、個別公告において監理技術者等が求められる配置予定技術者としての要件を全て満たす必要があります。また、専任指導技術者が指導補助する配置予定技術者が監理技術者の場合においては、専任指導技術者も当該入札参加資格業種に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている必要があります。詳細は、個別公告の記載を確認してください。

Q 9 専任指導技術者を配置する場合の、監理技術者等に係る条件はあるか。

A 9 専任指導技術者の配置は若手技術者の育成等を目的としていることから、配置予定である監理技術者等が開札日現在において「45歳以下」の場合は、申請者の選択により、監理技術者等の配置に加えて「専任指導技術者」を配置できることとしています。

Q 10 専任指導技術者を配置する場合の入札参加時の書類の提出は、配置しない場合と異なるのか。

A 10 入札参加資格確認申請書類は専任指導技術者を配置しない場合と同じですが、総合評価技術資料の「(別記様式2-2)配置予定技術者調書」について、専任指導技術者配置の有無及びその他必要な事項を記入する必要があります。
なお、「学習の実績に関する調書(別記様式2-3)」については、専任指導技術者を配置する場合も、主任技術者又は監理技術者について記載してください。

Q 11 専任指導技術者は何人申請できるのか。

A 11 入札案件1件につき専任指導技術者は3名まで申請することができます。

Q12 専任指導技術者の配置を申請する場合において、専任指導技術者が必要な要件を満たさない場合はどうなるか。

A12 専任指導技術者の配置を申請する場合において、必要な要件を満たさない場合は次のとおりとします。

次の①又は②に該当する者があるときは、当該者に係る組合せの配置の申請を無効とします。ただし、全ての監理技術者等に専任指導技術者を配置する申請をした場合において、当該申請の全てに次の①又は②に該当する者があるときは、その者の入札を無効とし、当該無効の応札を行った者を落札者としていた場合には、落札の決定を取り消します。

- ① 監理技術者等が45歳以下であることが確認できない場合。
- ② 専任指導技術者が、個別公告において監理技術者等に求められる配置予定技術者としての要件を満たすことが確認できない場合。また、専任指導技術者が指導補助する配置予定技術者が監理技術者の場合においては、専任指導技術者も当該入札参加資格業種に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けていることが確認できない場合。

Q13 専任指導技術者を配置する場合、総合評価落札方式における配置予定技術者の評価は、誰について行うのか。

A13 専任指導技術者を配置する場合は、総合評価一般競争入札（条件付）における配置予定技術者の評価項目のうち「保有する資格」、「同種工事の施工実績の有無」及び「工事成績の平均点」は、専任指導技術者について行うこととします。詳細は、個別公告の記載を確認してください。

Q14 配置予定技術者又は専任指導技術者を複数人申請した場合、どの技術者で評価されるのか。

A14 配置予定技術者又は専任指導技術者を複数名申請した場合は、総合評価における配置予定技術者の能力の評価項目については、申請した配置予定技術者と専任指導技術者の申請した組み合わせのうち、評価値が最も低い組み合わせにより評価します。

Q15 主任技術者又は監理技術者は、1人の技術者で複数の入札に参加できるが、専任指導技術者の場合はどうなるか。

A15 専任指導技術者についても、1人の技術者で参加できる入札の件数は制限しません。ただし、専任指導技術者として申請した技術者を他の入札案件に配置予定技術者として申請している場合で、他の入札案件で先に落札決定があった場合など、専任指導技術者を工事に配置できなくなった場合は、直ちに当該入札の参加申請を取り下げてください。

必要な取り下げを行わず申請した専任指導技術者を配置できなくなった場合は、A7上段のとおり取り扱うこととなりますので、このような事態が生じない様、十分注意してください。

Q16 専任指導技術者を配置する場合、契約時に何か必要な書類があるか。

A16 契約時は、「配置予定技術者調書（別記様式2-2）」に記載した専任指導技術者を配置する必要があります。現場代理人等の指名通知書と併せて、「専任指導技術者配置届」を提出してください。

Q17 専任指導技術者についても、県に対し技術者登録を行う必要があるか。

A17 既に主任技術者又は監理技術者として技術者登録済みの方を専任指導技術者として配置する場合は、新たな届け出は必要ありません。未登録の方を専任指導技術者として配置する場合は、県に対し入札参加申請に係る変更届（技術者の登録）をお願いします（主任技術者又は監理技術者として登録してください）。技術者登録については、岡山県土木部監理課ホームページ／県発注工事における技術者の登録についてを参照ください。